

精華町教育委員会会議録

平成26年（第4回）

1 開 会 平成26年4月23日(水) 午前10時00分
閉 会 平成26年4月23日(水) 午後 0時35分

2 出席委員 伊藤委員長 中谷委員 蓑毛委員 細川委員
太田教育長 (欠席委員なし)

3 出席事務局職員

木原教育部長 竹島学校教育課長
村川生涯学習課長 北澤総括指導主事
土井学校教育課主幹 山崎学校教育課主査

4 傍聴者 なし

5 議事の概要

(1) 開会

委員長から第4回教育委員会の開会を宣言。

(2) 教育長報告事項

ア 平成26年度の府内市町(組合)教育委員会教育長会議について

小田垣教育長のあいさつ要旨として、山田知事が府知事選後のあいさつの中で、「大安心、大交流」を掲げ4期目がスタート。教育については「学びの安心」として「学力のさらなる向上」「非行・いじめの防止」の2点が掲げられた。

「学力のさらなる向上」については、全国の学力・学習状況調査において小学校は平成24、25年とも7位、中学校は35位から20位に順位を上げたが、課題も多い。この調査は、新聞掲載にもあるように、学力と、親の年収・学歴といった家庭的背景に、強い相関関係があるということが報告されているが、そのような状況でも高い学力を持つ学校があり、その取組み事例に学ぶため、以下6点を挙げている。

1点目：家庭学習に対する指導の充実

2点目：管理職のリーダーシップにより組織としての取組みが十分機能

3点目：小・中学校の連携により学習規律、生活規律の指導やカリキュ

ラム編成が適切

4 点目：言語活動の指導充実

5 点目：全国学力診断テストなど積極的活用

6 点目：基礎・基本の定着と少人数指導の効果的实施

家庭的条件が悪い中でも学力の向上に実績を上げているところに学ぶよう、指示があった。

このことは、昭和38年の「同和教育の基本方針」以降、京都の教育の中には同和教育の中で積み上げてきた手法として残っているので、しっかり学び直してほしいという趣旨である。

「非行・いじめの防止」問題について、京都の検挙数が非常に多い。平成23年は全国ワースト1位。改善の傾向にはあるが、再犯率では、平成23年に3位、24年には2位。25年は3位と非常に高いところで推移。大津のいじめの問題については、第三者委員会の報告が出され、いじめから自殺へのプロセスが明らかにされ、ぜひ研修等で学んでほしい。

小田垣教育長就任以来、法やルールに関する教育を重点方針として指導主事研修会を実施。カリキュラム作りを具体化するため、「規律ある教育実践推進事業」を立ち上げ、小・中・高の各校種の実践研究校を指定。あわせて研究プロジェクトが設置された。

最後に、昨年度と今年度の2年間で1,000名の教員を採用。世代交代が進むが、教育の落ち込みがないよう研修の充実を図りたいとのこと。

イ「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案」の動向について

この法律は、4月当初国会に上程、現在審議中。趣旨は、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るため、地方教育行政制度の改革を行うというもの。大きな柱としては3点。

1点目は、「教育行政の責任の明確化」。

内容としては、①現在の教育委員長と教育長を一本化し、新たな責任者として新教育長（仮）とする。

②教育長は、首長が議会の同意を得て直接に任命、罷免を行う。教育委員会での互選はなくなるということ。

③教育長は教育委員会の会務を総理し教育委員会を代表する。

④教育委員は今までどおり4年としながら、教育長は3年とする。これは、首長の任期が4年のため、少なくとも新しく選ばれた首長の任期中に1回は教育長を任命自分で選ぶということができる形をとった。

⑤教育長に権限が集中するため、教育委員から教育長に対し教育委員会会議の招集を求めることができる。また、教育長は委任された事務の執行状況を教育委員会に報告することで、教育行政の責任の明確化を定めた。

2点目は、「総合教育会議の設置、大綱の策定」。

内容としては、①首長が主導し総合教育会議を設置。会議は首長が招集し、構成は首長と教育委員会とする。

②首長は、総合教育会議において、教育委員会と協議し、教育基本法第17条に規定する基本的な方針を参酌して施策の大綱を策定する。法第17条第1項には、国が教育振興基本計画の策定を規定。第2項は、前項の振興計画を参酌し地方公共団体が計画を策定する努力義務規定。現状、国・府は策定されているが、精華町は未策定であり、他の自治体においても策定まで至っていないところが多い。

③会議では、大綱の策定、教育条件の整備等重点的に講ずべき施策、緊急の場合に講ずべき措置について協議、調整を行い、これを尊重しなければならない。この大綱の策定は教育条件の整備に重点が置かれ、教員の人事権、教科書の選定などは教育委員会の専権事項とする方向。

3点目は、国の地方公共団体への関与の見直しについて。大津の事件等を踏まえ、法第50条の是正権を更に踏み込んだ形に見直す。

その他の項目として、①総合教育会議及び教育委員会会議の会議録を作成し、公表するように努めなければならない。

また経過措置として、②現在の教育長は教育委員としての任期満了まで従前の例により在職する。これに伴い例規の改正が発生するが、府教委として条例（例）を策定して示していくとのこと。

【委員の意見等】

・学力と、親の年収・学歴といった家庭的背景に相関関係が本当にあるのか。（伊藤委員長）

・総合教育会議の設置、大綱策定の部分で人事権や教科書選定は教育委員

会の専権事項とのことだが、首長の姿勢によって関与の可能性もあるのではないか。（伊藤委員長）

【事務局】

・あくまでもテストの結果の数値に基づいての分析。京都で取り組んできた同和教育の事例をしっかりと学び直していくことと考えている。（教育長）

・法第17条の改正の趣旨は、教育条件の整備に重点が置かれており、首長がどういう姿勢を持とうと、人事権、教科書選定の関与まで及ばないと認識している。しかし、現行の法制の中でも、首長の意向が教育の内容に及んでいると思われるケースもあり、実際は運用のあり方が重要であると考えている。（教育長）

（3）議決事項

ア 第10号議案 精華町社会教育委員の委嘱について

【提案説明】（教育部長）

社会教育法第15条第2項の規定に基づき委嘱している精華町社会教育委員の任期が平成26年3月31日をもって満了したため、次期委員を委嘱したく、教育委員会の同意を求めるため提案。

【提案概要】

社会教育委員が1名欠員であったことから補充するため、家庭教育の向上に資する活動を行う者の中から委嘱。

【委員の意見】

特になし

【採決】

全員挙手により原案どおり決定

（4）協議事項

いじめ防止基本方針（案）について

【内容説明】

素案で変更・訂正したところを中心に報告。（北澤総括指導主事）

ア 精華町いじめ防止基本方針案（教育委員会案）

「2 いじめ防止等のための基本的な考え方（1）いじめの防止」部分の11行目、「なお、家庭は」を「なお、家庭では」に修正。

「（2）「精華町いじめ防止対策推進委員会（仮称）」の設置」中、「いじめ対策委員会の構成員は」の部分の言葉を整理。構成員を弁護士・医師学識経験者・心理や福祉の専門家の中から人選すると修正。

「（4）「精華町いじめ防止実務担当者会議（仮称）」の設置」の文言整理。

「エ いじめに関する調査研究等の実施」中、「また、精華町生徒指導連絡会議において」を「実務担当者会において」に変更し、前ページとの整合を図った。

「（2）いじめの早期発見 ア 教育相談体制の活用の推進」中、「「24時間いじめ相談ダイヤル」」の後に「「ヤングテレホン」」を追加。

「（3）いじめへの対処 ア 関係機関や外部人材の協力による問題解決に向けた支援」中、「必要に応じて、指導主事や教育委員が学校訪問をし」を「必要に応じて、教育委員会として学校訪問をし」に修正。

「ウ 学校相互間の連携協力体制」の次に「エ いじめ改善に向けた制度等の運用」中、「（ア）出席停止制度の適用」、「（イ）警察との連携」などの項目となっていたが、府教委の例を参考に削除。

「2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」中、「いじめ対策組織は、学校は」を「いじめ対策組織は、学校が」に修正。

「その他の留意事項 2」中、「本「精華町いじめ防止基本方針案」は、今後」の後に「設置するいじめ防止対策検討委員会（仮称）の協議を経て、広く町内の意見を聞いた上」を加え、パブリックコメントも視野に入れた表現を追加した。

イ 精華町いじめ防止基本方針策定までのプロセス

第1回、第2回、第3回の検討委員会を5月、6月、7月に実施。パブリックコメントは5月中旬を予定し、町HPや広報誌等で公表の予定。

(教育長)

【委員の意見】

・子供たちが自分の命を絶つところまで追い詰められることが起こっているからこそ、こういう基本方針が出てきたと感じている。これは現場の姿勢が甘いからこう言った問題が出てきたと認識すべき。教育現場の教師はより一層、子供たちにしっかりと向き合い、きめ細かな対応をすることが基本姿勢と思っている。

それでもこの問題は起こるわけだから、未然防止策、早期発見、また最悪の事態が発生した時の対応など、この基本方針で確認しておくべき。

(伊藤委員長)

【事務局】

この基本方針案には、未然防止、早期発見、早期対応と、積極的に関与という方針が込められている。(教育長)

(ここから章ごとに内容の確認)

はじめに

【委員の意見】

・1つ目に、いじめは生命にも危険を生じさせるおそれのある重大かつ深刻な人権侵害行為であるということ。それをまず学校側としては強く認識をするということ。2つ目に、いじめはどこでも起こり得ること。3つ目は、加害者が限定され、あるいは被害者が限定されるものではないこと。加害者が被害者に、また被害者がまた加害者になるという特徴があると思うが、もう一度、学校現場、家庭、地域社会も認識する必要がある。また、どんなことがあっても、精華町からは自殺者を出さないという決意が必要ではないか。

そのためには、学校現場が子供たちにとって楽しく生き生きとできる、自分の気持ちが出せる、あるいは助け合う場でなければならないし、学校、家庭、地域社会の3者が連携をとりながら子供を育む。これがいじめ防止にもつながると思うので、それを十分含めながら、この基本方針を解釈すべき。(中谷委員)

・「はじめに」の中で、学校・地域社会・家庭（PTCA）以外にも福祉

や警察等関係者が加わり、一步踏み込んだ形となった部分が評価できる。

(蓑毛委員)

・児童生徒の発する心のサインを鋭敏にキャッチする能力があるかどうか。目で見える心のサインはわかるが、心の悩みの内側をどう酌み取るか、これが重要である。(伊藤委員長)

いじめ防止等に対する基本的な方向

【委員の意見】

・「2 いじめの防止等のための基本的な考え方(2) いじめの早期発見」の部分。いじめ事象が学級で起こった場合、学級経営評価を下げる要因と捉えず、早期発見を正當に評価する必要がある、その意識を持つ必要がある。(中谷委員)

・「(2) いじめの早期発見」のところで、発達年齢に合わせた子供のサインを素早く感じ取る能力や早期解消のための組織的な対応についての文言を入れられないか。(蓑毛委員)

・学校側の基本方針には、例えばアンケートや、生活のチェック表など具体的な早期発見の手立てなどの文言が入っているか。(中谷委員)

・学校でのアンケートの取り方について、精華町で統一したものか、学校独自で作成したものになるのか。(伊藤委員長)

・学校独自の判断に任せるとというのが1つ。しかし、生命に危機を感じるような重大事案となると、被害者の親は、加害者を見つけ出すため、記名のある校内アンケートなどは公開請求される可能性がある。アンケートはとるが無記名で行うというような一貫性を持った姿勢のほうが良いのではないか。(伊藤委員長)

・文科省からの様々な調査の中で、アンケートを読んでいると、無記名が良いという話が出ていた。何故、無記名がよいのかというと、記名式にすると真実を語らないことがあるとのこと。私はアンケートから犯人探しをするのではなく、現状を把握することが学校にとって早期発見にもつながるという意味で素直に出せる無記名が良いと考える。(中谷委員)

・外部に出ない限りこれで良いが、公開となった時、記名は自由選択というのも問題が出てくると思う。個人的にはアンケートに名前は書かさない、無記名が原則。学校で実施する際は犯人探しが目的ではないことを念頭に

置くべき。アンケートのとり方も各学校任せでは学校が矢面に立つ危険性もある。このあたりを踏まえ、精華町がある程度一貫性を持ったほうが好ましいと感じる。（伊藤委員長）

・年間二、三回とるアンケートならば無記名でいいと思う、アンケートに名前を入れて犯人捜しとなれば、先ほどの心のサインを察知する努力を放棄することにつながると思う。これでは鋭敏に子供の心をキャッチする感覚すら鈍るわけで、アンケートはそういうものではないということの研修をしっかりとっておくべき。（中谷委員）

・緊急事態で重大事案となる時は、学校任せにせず何らかの形で関与すべき。また、その時のアンケート内容や事案に対しての対応もマニュアル化したほうが良いのでは。（伊藤委員長）

・難しいのは、加害者が限定されてきたら、今度は加害者の人権も守らないといけない。加害者にも教育的配慮を怠ってはいけない。（伊藤委員長）

【事務局】

・発達年齢に合わせた子供のサインを素早く感じ取る能力や早期解消のための組織的な対応についての表現は、いじめ防止等のために学校が実施すべき施策に「特に児童生徒の発達段階に応じた指導方法や指導体制を整える必要がある。」という文言を記載している。（総括指導主事）

・学校基本方針の中で、生徒との信頼関係の構築、定期的なアンケートの実施など具体的方法を記述している。（教育部長）

・調査の仕方については、府教委の統一様式で実施。各学校で変更はしていないが、調査時の記名・無記名については学校の独自判断が入ってくると考えている。（教育長）

・精華西中学校は子供たちが書きやすい雰囲気づくりのため無記名だったと記憶している。記名欄も設け選択できるような形としていた。（総括指導主事）

・このアンケート実施は、いじめ早期発見のための定期的なアンケートであり、実務担当者会議で事例検討していく必要があると考えている。（教育部長）

・当然、重大な事態が起きたときには、この実務担当者会議や問題対策連絡会議、教育委員会を召集し、組織的な対応をとっていくことになる。重

大事案時の対応や、アンケートの記名・無記名はあらかじめ定めておく必要があると考えている。（教育部長）

いじめ防止等のための精華町・精華町教育委員会の対応

【委員の意見】

・実務担当者会議が学期に1・2回程度ならば、幅広い内容はできないと思う。例えば、いじめに関する調査は学校で年何回か実施すると思うが、それを実務担当者会議で集計し調査の結果、町の傾向などを外に発信して防止に役立てる。もう一つは、失敗例も含めた具体例を発信し研修を積み重ねる努力をするなど、ある程度具体的に業務を絞り込んだほうが実務担当者会議の存在価値が強調できるのでは。（中谷委員）

・精華町いじめ防止実務担当者会議が本町独自のものであるならば、インパクトのある名前や広報誌を活用し、外に発信するなど、その存在を大きく主張したほうが良い。（伊藤委員長）

・「（3）いじめへの対処 ウ学校相互間の連携協力体制の整備」のところが長文でわかりにくい。文章を簡潔に整理してほしい。（細川委員）

・最終的に義務教育なので、保護者からの意向で出席停止制度を利用するという形は取れても、学校側が「法律で決まっているので、明日から来るな」という形にはなり難い。（伊藤委員長）

【事務局】

・「（2）「精華町いじめ防止対策委員会（仮称）」の設置」の、精華町いじめ対策委員会の構成員について、府は弁護士・医師・学識経験者・心理や福祉の専門家で構成と言う表現だが、本町では現実的な話として、それらの中から人選と言う表現にしたいと考えている。もう1点は、他市町等には位置づけされていないが、実務部隊として「（4）「精華町いじめ実務担当者会議（仮称）」の設置」を掲げている。構成員は、学校長1名・教頭1名・各校生徒指導主任・子育て支援課・人権啓発課、カウンセラー、教育委員会担当者などを予定。（教育長）

・いじめに関する調査、分析、学校からの報告や連絡を受けた事例の検討。そして具体的な防止策の検討と教師の研修のコーディネートの機能を持った機関とするのが望ましいと考えている。（教育長）

・「(3) いじめへの対処 ウ学校相互間の連携協力体制の整備」については、分かりやすいよう、整理する。(教育部長)

・警察との連携については、必要だと考えている。また、府の基本方針にもこの項目ではないが表現として記載されている部分がある。現に連絡会議の構成員になっており、警察とも様々な場面で連携をせざるを得ない時があると考えている。(教育長)

・「エいじめ改善に向けた制度等の運用」という項目がある。この内容としては、出席停止制度の適用と警察との連携について規定していたが、府の基本計画にもこの項目がないことから削除している。(教育長)

いじめ防止等のために学校が実施すべき施策

【委員の意見等】

・「3 学校におけるいじめ防止等に関する措置」のところで、「学校評議員と連携して」とあるが、学校評議員の方々にもいじめ問題に対し積極的に関わって頂く必要があるのではないか。そういう意味では、学校評議員会のあり方についても検討する必要があると思う。(中谷委員)

・「(1) のいじめの防止」のところで、「規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加できるような集団づくり」、このことは学校ではとても重要な部分。残念ながら自殺に至った子ども達も友達には伝えているということを考えれば、教師や友人同士とコミュニケーションを取れるような授業も進めていかなければならないと思う。特に中学校では一方通行の授業になる傾向があるので、いじめ防止の観点からも、そういう授業づくりを頑張ってもらいたい。(中谷委員)

・「いじめ防止のために学校が実施すべき施策」は、学校ごとの施策をまとめた形か、府の計画を参考に作成したものか聞きたい。(伊藤委員長)

・学校ごとに子供に対する接し方があると思う。方針にも学校のカラーがあっても良いのではないか。学校内だけの方針ならこれで良いが、構成員として第三者もおられるから特徴的なことがあっても良いと思う。(伊藤委員長)

【事務局】

・4月からスタートと言うことで時間的な問題もあり、また府の基本方針

を決める検討会議が遅れてスタートしたため、府立学校の基本方針を参考に作成している。（教育長）

・委員長の「学校の特色が出た方針」という意見について、今のところ作成されていない。しかし、基本方針は作成したら終わりというものではなく、時間をかけて学校の特徴を出した方針に見直せばよいと考えている。

（教育長）

重大事態への対応

【委員の意見等】

・「1 重大事態とは（2）」で「相当の期間」を具体的に年間30日と明記しているが、1カ月当たりに直すと2、3日程度となる。長期休暇が30日経過してからのフォローではなく、先生方には心のサインを素早くキャッチしてもらい、早い段階での対応を希望する。（中谷委員）

・重大事態への対応についてはここに記載のとおりであるが、万が一、重大事態が発生した時は、絶対学校現場を矢面に立たせない。基本方針に沿って対応できる時は良いが、不測の事態が発生したとき教育委員会や関係する組織が学校現場に任せて責任放棄する事があるが、これだけは避けてほしい。私はもちろん、首長にもそれぐらいの覚悟を持っていただきたい。

（伊藤委員長）

【事務局】

8 ページ目、「4 調査を実施する組織（2）教育委員会が調査主体となる場合」中、「公正性・中立性」の部分で3 ページ目、「（2）「精華町いじめ防止対策推進委員会（仮称）」の設置」の表現に合わせ「公平性・中立性」に訂正する。（教育部長）

【採決】

挙手全員。協議内容後の基本方針案を承認。

（5）諸報告

ア 教育部長

①閉会中の総務教育常任委員会 平成26年4月24日（木）

精華中学校改築工事実施設計の概要とスケジュールを説明

精華南中学校屋内運動場非木造部材（つり天井）撤去による耐震化とLED照明視察

報告事項として、「精華町いじめ防止基本方針素案」と小学校給食牛乳異物混入により中止した概要の2件を報告

②第2回定例会の予定（6月5日）

提出議案は現在のところなし

補正予算提出予定

- ・平成25年度専決補正予算
- ・平成26年度補正予算（第1号）

相楽地方通級指導教室東部分室開設経費分担金

精華南中学校太陽光発電設備整備事業

③町長指示事項を説明

全庁的取組

- ・健康増進プロジェクトの推進
- ・精華町らしい学校給食の基本構想づくりの全庁的推進

教育委員会関係の取り組み

- ・精華中学校改築など教育環境整備の推進
- ・精華町らしい学校給食の基本構想づくりの全庁的な先導および学校給食民営化の推進
- ・いじめ防止対策推進の全庁的な先導
- ・社会体育施設の改修計画及び浄化センター上部利用計画の推進

イ 学校教育課長

①精華南中学校屋内運動場のつり天井の撤去およびLED化について報告

②精華中学校の改築工事のスケジュールについて報告

- ・平成26年度、27年度の継続事業で改築工事の事業費が予算化
- ・補助金等の申請準備で例年6月下旬に内定。
- ・内定後に工事発注の入札行為を経て、臨時議会に上程後、着工予定。
- ・建築工期につきましては、平成27年6月末完成を目途。
- ・改築後、既存校舎の取り壊し、体育館の改修、プール改築を含め平成28年の2月末完成をめざす。

③学校給食用牛乳の異物の混入事案に係る対応等

- 4月16日 新聞報道でも出たが、城陽市立古川小学校で、牛乳から黒い異物を発見
- 4月17日 検査結果が出ていないため、安全確認のため、牛乳の使用中止。保護者に中止のお知らせ文書を配布
- 4月18日 メグミルク神戸工場から調達が可能のため牛乳を再開したが、滋賀、京田辺、城陽市でも同じような異物混入事例が発生したため、4月19日から再度牛乳供給を停止
- 4月22日 外部検査の結果等の安全確認が出来ないため、保護者に対し当面の間、牛乳供給中止の案内文書の送付。

牛乳供給停止が長期間となると、栄養摂取にも問題が出るため、現在、栄養士、栄養教諭により給食献立の工夫、変更を検討。

④精華南中学校太陽光発電設備設置事業

京都府の10/10の補助金を活用し設置予定、先日3,000万円の内定があった。

⑤相楽交通安全協会精華支部から新入児童祝い品として、黄色傘が贈呈された。(3月26日)

ウ 総括指導主事

①進路の報告(調査票Aにより説明)

平成26年3月に卒業の進路状況について、昨年と比較し、全体の生徒数が50名ほど増えているが進学率は、昨年度と大きく変わっていない。公立高校と私立高校に進学した生徒の割合が、3%ほど公立が増えた。

次に、府立高校進学状況で、山城通学圏、木津高校、南陽高校のほうは、昨年度より、59名から69名と若干増加。木津高校は17名が13名と木津が減って南陽が増えた結果だが、全体の生徒数が50名ほど増だったことを踏まえ見ていただきたい。

②26年度の研究指定について

昨年度から追加されたもの

名称等	指定元	実施校
-----	-----	-----

学校支援地域本部事業	府指定	町立小中学校全校
京都府中学校研究会進路指導研究協力校	その他	精華南中学校（山田荘小の文科省発表と連携）
中2学力アップ集中講座	府指定	町立3中学校
同志社大学との異文化理解教育連携	その他	精華西中学校、東光小学校、精華台小学校

③生徒指導の状況について

個々の具体的な事象については、個人情報に関する内容であり、精華町教育委員会会議規則第16条の規定により非公開とすることができるため会議に諮られ、「異議なし」としてこの件については非公開となった。

エ 後援関係

- ① 3月から4月に受け付けた教育委員会後援事業の報告は、総数4件、学校教育課関係は0件、生涯学習課関係が4件、うち社会教育係関係が3件、図書係は0件、体育係関係は1件。

オ 教育部からの諸報告

5月の行事予定について。

(6) 閉会

委員長が第4回教育委員会の閉会を宣言。